

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年3月1日

契約担当者 兵庫県公立大学法人

理事長 五百旗頭 真

1 委託内容

(1) 委託業務名

兵庫県立大学姫路工学キャンパス電気工作物保安管理業務委託

(2) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、委託期間の終了の日までに契約担当者から何らかの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和7年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

(3) 業務の実施場所

兵庫県立大学姫路工学キャンパス

姫路市書写 2167

(4) 業務内容

姫路工学キャンパス電気工作物保安管理業務一式（別紙「仕様書」参照）

(5) 入札方法

上記(1)の委託業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たした者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに県又は兵庫県公立大学法人（以下「本法人」という。）の物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 県又は本法人の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県又は本法人の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該委託の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札説明書、仕様書等の交付及び申込書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒671-2280 姫路市書写 2167

兵庫県立大学姫路工学キャンパス経営部 総務課（担当）道田

電話（079）266-1661 FAX（079）266-8868

※申込書、入札説明書等は本法人のホームページからダウンロードできます。

<http://www.eng.u-hyogo.ac.jp/outline/nyuusatsu/index.html>

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和4年3月1日（火）から同年3月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

- (3) 提出書類

ア 申込書

イ 前記2(1)の事実を確認するため、県又は本法人が登録時に送付した「物品関係入札参加資格

審査結果通知書」の写し

4 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

5 質問書

入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、文書（様式任意）で質問することができる。

6 入札・開札の日時及び場所

日時 令和4年3月23日(水) 午後2時30分

場所 兵庫県立大学 姫路工学キャンパス A棟 4F 大会議室

入札書は、上記の日時及び場所に直接を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「件名」、「初度入札」・「再度入札（2回目）」・「入札辞退書」（当初又は途中で辞退する場合）の区別を記入し、令和4年3月22日(火)午後5時までに3(1)の場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年3月22日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に理事長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

8 落札者の決定方法

(1) 入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、兵庫県公立大学法人会計規程（平成25年法人規程第52号）第47条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。

9 入札に関する条件

(1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

(2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和4年3月29日(火)以降）までであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

(8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ 初度の入札において、上記(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、

(4)又は(5)に違反し無効となった者以外の者

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成

要作成

その他詳細は、入札説明書による。

入札説明書

兵庫県立大学姫路工学キャンパス電気工作物保安管理業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 委託内容

- (1) 委託業務名
兵庫県立大学姫路工学キャンパス電気工作物保安管理業務委託
- (2) 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
ただし、委託期間の終了の日までに契約担当者から何らかの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和7年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。
- (3) 業務の実施場所
兵庫県立大学姫路工学キャンパス
姫路市書写 2167
- (4) 業務内容
姫路工学キャンパス電気工作物保安管理業務一式（別紙「仕様書」参照）
- (5) 入札方法
上記(1)の委託業務について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たした者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに県又は兵庫県公立大学法人（以下「本法人」という。）の物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 県又は本法人の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県又は本法人の指名停止基準に基づく指名停止を、競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該委託の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札説明書、仕様書等の交付及び申込書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒671-2280 姫路市書写 2 1 6 7
兵庫県立大学姫路工学キャンパス経営部 総務課（担当）道田
電話（079）266-1661 FAX（079）266-8868
※申込書、入札説明書等は本法人のホームページからダウンロードできます。
<http://www.eng.u-hyogo.ac.jp/outline/nyuusatsu/index.html>
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和4年3月1日（火）から3月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）
毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
- (3) 提出書類

ア 申込書を作成の上、上記(1)の申込場所に直接持参すること。

イ 前記2(1)の事実を確認するため、県又は本法人が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

(4) 競争入札参加資格の確認

ア 競争入札参加資格の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 申込者の競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和4年3月15日(火)までに、申込者に文書(入札参加資格確認通知書)で通知する。については、返信用封筒(定型長3)を申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、84円分の切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

ウ 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面(様式は任意)を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

令和4年3月15日(火)から3月17日(木)まで

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(イ) 提出場所 上記(1)に同じ。

(ウ) 回答

説明を求めた者に対して、令和4年3月18日(金)までに書面により回答する。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差替え又は再提出は認めない。

4 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

5 仕様書等に関する質問

入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により質問書(様式任意)を提出すること。

(1) 提出期間 令和4年3月1日(火)から3月11日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く)
毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(2) 提出場所 前記3(1)

(3) 回答 令和4年3月16日(水)までに入札者に通知する。

6 入札・開札の日時及び場所

日時 令和4年3月23日(水) 午後2時30分

場所 兵庫県立大学 姫路工学キャンパス A棟(管理・講義棟)4F大会議室

入札書は、上記の日時及び場所に直接を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「件名」、「初度入札」・「再度入札(2回目)」・「入札辞退書」(当初又は途中で辞退する場合)の区別を記入し、令和4年3月22日(火)午後5時までに3(1)の場所に必着のこと。

7 入札書の作成方法

(1) 入札書は、日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は、所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記1(1)に示した業務名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、

また、印章は県又は本法人に届出のものとする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

オ 外国業者にあつて押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え、又は撤回することはできない。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年3月22日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に理事長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

9 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

10 落札者の決定方法

- (1) 入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であつて、兵庫県公立大学法人会計規程（平成25年法人規程第52号）第47条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

1.1 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和4年3月29日(火)以降）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、上記(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反し無効となった者以外の者

1 2 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

1 3 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

ア 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。

イ 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。

ウ 契約書は2通作成し、各自その1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

オ 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が県又は本法人の入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(4) 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

(5) 虚偽の記載

申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、本法人の指名停止基準により指名停止される。

(6) 暴力団排除

落札者は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、契約締結時に下記内容の誓約書を提出すること。

ア 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。

イ 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

ウ 上記ア及びイに違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他本法人が行う一切の措置について異議を述べないこと。

(7) 法令遵守等

入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

1 4 問い合わせ先

〒671-2280 姫路市書写2 1 6 7

兵庫県立大学姫路工学キャンパス経営部 総務課（担当）道田

電話（079）266-1661 FAX（079）266-8868

兵庫県立大学姫路工学キャンパス 電気工作物保安管理業務委託仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、兵庫県公立大学法人(以下「甲」という。)が設置する電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法施行規則第52条第2項(平成17年10月25日改正「経済産業省令第98号」)の規定により保安管理業務を委託するにあたり、受託者(以下「乙」という。)が実施すべき必要事項を定める。

2. 事業場名、所在地および設備内容

契約No	2204-812-05842	2204-812-05844
事業場名	兵庫県立大学 姫路工学キャンパス	兵庫県立大学 姫路工学キャンパス 東部グラウンド
所在地	姫路市書写2167	姫路市書写2167
設備容量	7,175kVA	100kVA
電圧	6,600V	6,600V

3. 委託期間

委託期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

ただし、委託期間の終了の日までに、委託者から何らの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和7年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

4. 対象設備

(1) 需要設備他 (別紙：需要設備構内平面図、電気設備一覧表、内訳明細書)

ア. 設備容量及び受電電圧	7,275kVA (12箇所)	6,600V
	1,380kVA (6箇所)	440V
イ. 非常用予備発電及び定格電圧	91kVA (2箇所)	220V
ウ. 常用(太陽電池)発電所及び定格電圧	40kW (2箇所)	202V

5. 委託業務の内容

甲が乙に委託する保安管理業務は、電気事業法第43条第1項に定める甲の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務であって、乙は甲の保安規程に基づいてこの仕様に定める範囲の業務を実施するものとする。

2 前項の定めにより甲が乙に委託した業務以外の日常巡視、点検等の業務については、甲が保安の責を有するものとし甲の保安規程に基づいて甲が実施するものとする。

6. 保安管理業務内容

保安規程に基づき実施する乙の保安管理業務は、次の各号のとおりとし、その結果について甲に報告するとともに、経済産業省令で定める電気設備の技術基準の規定に適合しない、又は適合しないおそれがある場合は、取るべき措置について指示、又は指導、助言を行うものとする。

- (1) 電気工作物の維持及び運用を適正に行うための精密(細密)点検、月例(月次)点検、定期(年次)点検(2年目以降)を実施すること。
- (2) 月例(月次)点検は月1回実施することとし、精密(細密)点検は初年度に実施すること。また、次年度以降契約が反復継続される場合は、定期(年次)点検を年1回実施すること。なお、点検基準は別紙のとおり。
- (3) 精密(細密)点検及び定期(年次)点検は当該月の月例(月次)点検を併せて行うこと。
- (4) 乙は精密(細密)点検、定期(年次)点検及び月例(月次)点検時に、甲に、第5項第1号に記載

する日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行うこと。

(5) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のためとすべき措置の指導、助言及び必要に応じて臨時点検を実施すること。

なお、事故発生時の緊急出動は休日、夜間にかかわらず通報から40分以内に到着するよう心がけること。

(6) 甲の職員に対する電気保安に関する安全指導を必要に応じて行うこと。

(7) 法令に定める官庁検査に立ち会うこと。

(8) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事中の点検及び試験を実施すること。

7. 立ち入り場所

電気使用場所の設備について、甲の機密、衛生管理、環境保全、業務上の都合その他の理由で乙がその場所に立ち入りできない場合の外観点検は甲が乙より点検方法の指導を受けて実施し、その結果を乙に通知するものとする。なお、その結果について乙が点検を行う必要があると認めたときは、甲は乙の立ち入りについて措置するものとする。

(1) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険箇所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

(2) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

(3) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

(4) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

(5) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

8. 甲及び乙の協力義務

甲は、乙の保安管理業務の実施にあたり甲に指導した事項又は甲乙協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとり、又、乙が助言した事項については、乙の意見を尊重するものとする。

(1) 甲は、乙の保安管理業務に関する計画の策定及び実施について協力すること。

(2) 乙は、保安管理業務を誠実に行うこと。

9. 連絡責任者等

甲は、甲の保安規程に定める連絡責任者及び発電所を設置する場合には運転責任者をあらかじめ指名することとする。又、甲は連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

なお、設備容量が6,000kVA以上となる場合の連絡責任者は、電気工事士法に規定する第1種電気工事士の資格を有する者と同様以上の知識及び技能を有する者をあてることとする。

また、甲は連絡責任者又はその代務者を乙の行う保安管理業務に立ち合わせることに努めるものとする。

10. 保安業務担当者の資格等

乙は、第2項に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」といいます。）には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。

(1) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、提示することとする。

(2) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができることとする。

(3) 保安業務担当者及び保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができることとする。

(4) 電気工作物に事故、故障等が発生した場合、保安業務担当者等又は乙の職員を対応させるものとする。

(5) 乙は、前各項で定める保安業務担当者等を定め、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に通知し、甲は面接等により本人の確認を行うこととする。

なお、保安業務担当者等の変更の場合にあっても同様とする。

(6) 甲は乙の事業所への連絡方法を確認し、第1号の証明書並びに第5号の通知書等により、本人確認をすることとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

1 1. 代行者の点検

乙は、保安業務担当者等が次の各号の理由により保安管理業務が実施できない場合は、他の電気事業法施行規則に適合する者(以下「代行者」という。)が実施できるものとする。なお、代行者による実施は6箇月を超えないものとする。

- (1) 地震、台風、水害等が発生した場合
- (2) 保安業務担当者等が病気等で療養を要する場合
- (3) 乙が保安業務担当者等の定期点検の品質管理を行う場合
- (4) 保安業務担当者等が乙の定める勤務時間範囲外に作業を行う場合

1 2. 点検の延伸

甲又は乙は、次の各号の事情により当該月の定期的に行う電気工作物の精密(細密)点検、月例(月次)点検、定期(年次)点検(以下「定期点検」という。)が実施できない場合は、甲乙協議の上、代替日を決定し定期点検を実施、又は電話等の問診に換えることができるものとする。

- (1) 病原性ウイルスやその他感染拡大のおそれがある疾病が発生した場合
- (2) 地震、台風、水害等により点検に赴けない場合

1 3. 記録の保存

乙が実施し報告した保安管理業務の結果記録等は、甲が報告者の氏名と報告内容を確認するとともに、甲乙双方において3年間保存することとする。

1 4. 電気工作物の設置又は変更

甲は、電気工作物を新たに設置又は変更しようとするときは、あらかじめ乙と事前に協議し、安全確保に遺漏ないように努めるものとする。また、電気工作物の新たな設置又は変更により、第2項に記載した設備容量に変更が生じた場合は、契約期間内でも協議するものとする。

1 5. 甲の通知義務

甲は、次の各号に定める事項を乙に通知するものとする。

- (1) 代表者の変更、譲渡及び合併等による権利義務の承継
- (2) 委託者、事業場の名称及び所在地の変更
- (3) 連絡責任者の決定又は変更。発電所を有する場合は運転責任者の決定又は変更
- (4) 電気事故
- (5) その他乙の保安管理業務実施の上で乙が必要として甲に通知を求めた事項

1 6. 不安全施設に関する措置等

甲は、乙が実施する保安管理業務の安全をはかるため、良好な作業環境の確保に努めることとし、乙が保安管理業務を実施するための通路又は足場の状態が悪く、作業者の安全が確保しがたい施設等については、甲の負担により改修するものとする。

1 7. 乙の資格及び職務誠実義務

乙は、電気事業法施行規則第52条の2に定める要件に適合するとともに、保安管理業務を誠実に行わなければならない。

1 8. 設備の特殊性のため点検できない場合の措置

甲は、次の各号のいずれかに該当する設備の点検については、乙の監督の下で点検、測定・試験の全部又は一部を甲の責任及び負担により、専門業者等に依頼して実施するものとする。これに関し、甲の求めに応じ乙は指導又は助言を行い、甲はその結果を乙に通知し、乙は結果を確認し必要に応じ指導又は助言を行うこととする。

- (1) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- (2) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

- (3) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- (4) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- (5) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (6) 停電のために特殊な操作手順若しくは特定の時間帯によることが必要となるコンピューター等を使用する回路
- (7) 事業場外で使用されている電気機器である自家用電気工作物
- (8) 常時電路に接続されておらず、専ら移動して使用するための電気機器及びこれに付属する電線
- (9) 非常用予備発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- (10) 太陽電池発電設備のうちパワーコンディショナーの絶縁抵抗の測定および保護継電器の動作特性試験

19. 損害賠償

乙は、保安管理業務を履行するにあたり、乙の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負う。ただし、乙の責めに帰することができない事由による場合はこの限りでない。

20. 災害時の体制

乙は、災害により広域に複数の電気工作物に事故が発生した場合においても、保安管理業務を履行するために適切な措置をとることができるよう体制をあらかじめ整備しておかなければならない。

21. 再委託の禁止

乙の資格において受託した保安管理業務を他に委託又は請け負わせてはならない。

22. 契約の解除

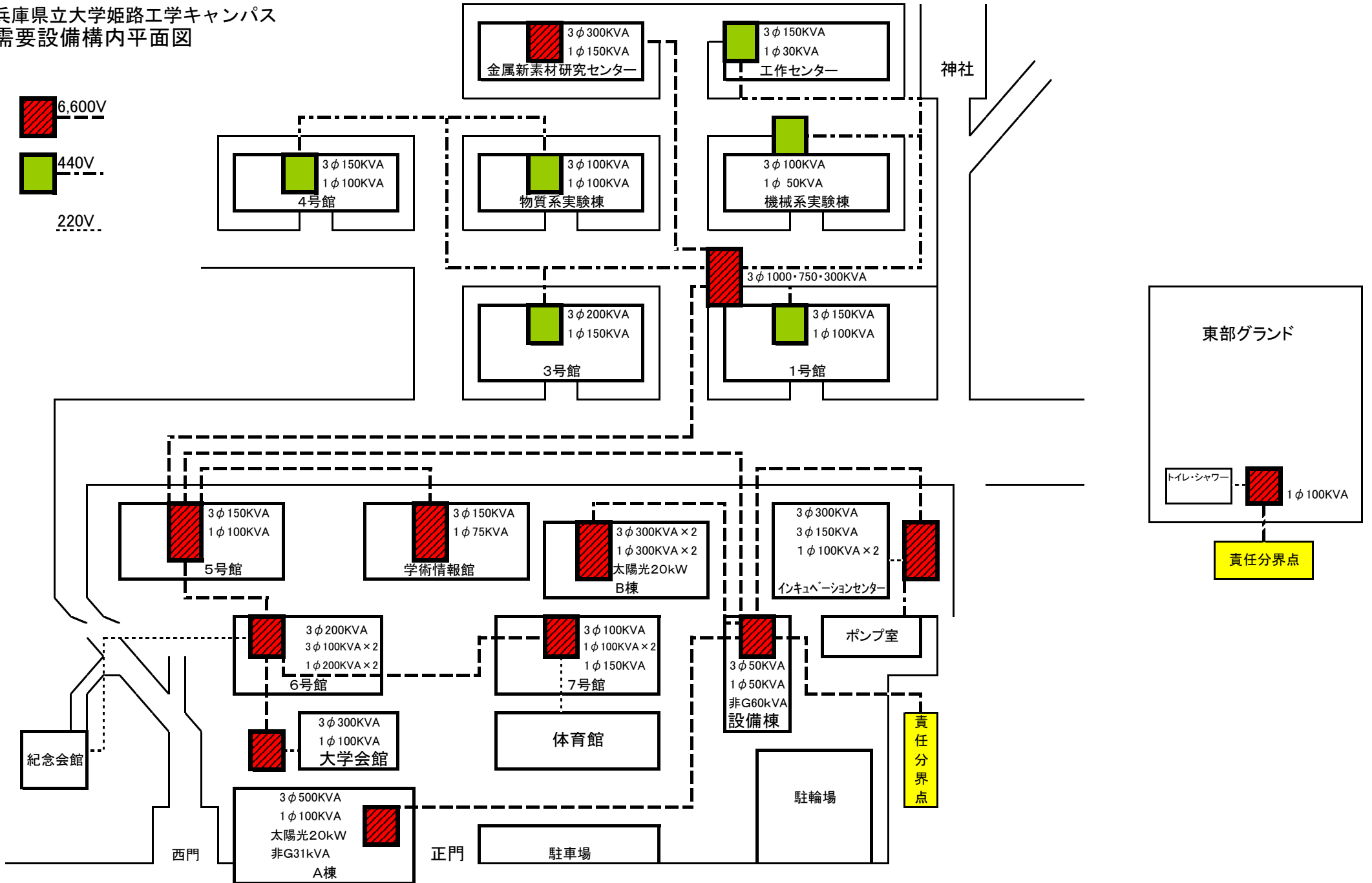
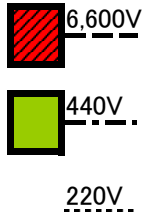
委託者は翌年度以降の予算において、この契約に係る予算の減額又は削減があつたときは、この契約を解除することがある。

23. その他

甲は、次の各号に定める事項を乙に依頼することとする。

- (1) 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査の立会い。
 - (2) 中部近畿産業保安監督部への各種届出。
- 2 キャンパス内の機器等取付による工事は、甲が取りまとめ乙に工事内容を報告し、乙の承諾を得てから着工する。工事完了後、乙が安全確認を行い、甲へ報告をするものとする。

兵庫県立大学姫路工学キャンパス
需要設備構内平面図



電気設備一覧表

1. 受電設備

場所	結線	容量(KVA)	一次側 定格電流(A)	二次側 定格電流(A)	製造年	メーカー	タップ電圧
1号館北	3φ3w	1000	87.5	1310	2004	三菱電機	6450
	3φ3w	750	65.6	984	1999	大阪変圧器	6600
	3φ3w	300	45	393	1999	大阪変圧器	6300
1号館	3φ3w	150	196	412	2003	ダイヘン	440
	1φ3w	100	227	476	2003	ダイヘン	440
3号館	3φ3w	200	262	550	2007	ダイヘン	440
	1φ3w	150	340	714	2004	三菱電機	440
4号館	3φ3w	150	196	412	1999	ダイヘン	440
	1φ3w	100	227	476	2003	ダイヘン	420
5号館	3φ3w	150	13.1	412	2003	ダイヘン	6600
	1φ3w	100	15	476	1989	日立	6600
6号館	3φ3w	200	17.4	549	1993	日立	6600
	3φ3w	100	8.7	275	1993	日立	6600
	3φ3w	100	8.7	275	1993	日立	6600
	1φ3w	200	30.3	952	1993	日立	6600
	1φ3w	200	30.3	952	1993	日立	6600
7号館	3φ3w	100	8.7	275	2008	ダイヘン	6600
	1φ3w	100	15	476	1997	日立	6600
	1φ3w	100	15	476	1997	日立	6600
	1φ3w	150	22.7	714	1997	日立	6600
大学会館	3φ3w	300	26.2	824	1997	日立	6600
	1φ3w	100	15	476	1998	日立	6600
学術情報館	3φ3w	150	13.1	412	2002	ダイヘン	6300
	1φ3w	75	11.3	357	2002	ダイヘン	6450
物質系実験棟	3φ3w	100	98	206	2003	ダイヘン	460
	1φ3w	100	227	476	2003	ダイヘン	460
機械系実験棟	3φ3w	100	131	275	2003	ダイヘン	440
	1φ3w	50	113	238	2003	ダイヘン	440
工作センター	3φ3w	150	196	412	2003	ダイヘン	460
	1φ3w	30	68	142	2003	ダイヘン	460
東部グラウンド	1φ3w	100	15	476	1999	三菱電機	6600
インキュベーションセンター	3φ3w	300	45	825	2006	三菱電機	6600
	3φ3w	150	13.1	197	2006	三菱電機	6600
	1φ3w	100	15	476	2006	三菱電機	6600
	1φ3w	100	15	476	2006	三菱電機	6600
設備棟	3φ3w	50	4.37	137	2016	三菱電機	6600
	1φ3w	50	7.58	238	2016	三菱電機	6600
A棟	3φ3w	500	43.7	1375	2016	三菱電機	6600
	1φ3w	100	15	476	2016	三菱電機	6600
B棟	3φ3w	300	26.2	825	2017	愛知電機	6600
	3φ3w	300	26.2	825	2017	愛知電機	6600
	1φ3w	300	45.5	1429	2017	愛知電機	6600
	1φ3w	300	45.5	1429	2017	愛知電機	6600
金属新素材研究センター	3φ3w	300	26.2	825	2018	ダイヘン	6600
	1φ3w	150	22.7	714	2018	ダイヘン	6600

2. 非常用ディーゼルエンジン発電機

場所	内訳			製造年	メーカー	電圧
	容量(kVA)	電流(A)	燃料消費量(L/h)			
設備棟	60	158	14.9	2016	ヤンマー	220
A棟	31	83	9.6	2016	ヤンマー	220

3. 太陽光発電設備

場所	内訳	容量(kW)	パワーコンディショナー		モジュール	
			メーカー	出力電圧	メーカー	使用枚数
A棟		20	GSユアサ	202	京セラ	96
B棟		20	GSユアサ	202	京セラ	78

内 訳 明 細 書

名 称	数量	単位	備 考
1. 設備棟(受電点)			
気中負荷開閉器(PAS)点検	1	台	
高圧ケーブル絶縁劣化試験	5	回線	DC5,000V絶縁抵抗測定
遮断器(VCB)点検	9	台	
断路器(DS)点検	1	台	
負荷開閉器(LBS)点検	2	台	
変圧器(Tr)点検	3	台	スコット変圧器を含む
DT-MC切替器	1	台	
地絡継電器試験 67G (DGR)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
マルチ継電器試験(受電)(51/27)	3	台	特性試験は精密点検時に実施
マルチ継電器試験(送電)(51/67G)	8	台	特性試験は精密点検時に実施
不足電圧継電器試験(27)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	2	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	42		
2. 学術情報館(図書館)電気室			
遮断器(VCB)点検	1	台	
断路器(DS)点検	1	台	
負荷開閉器(LBS)点検	1	台	
変圧器(Tr)点検	2	台	
高圧カットアウト	2	台	
高圧コンデンサ点検	1	台	
短絡保護継電器試験 51S(OCR)	2	台	特性試験は精密点検時に実施
地絡保護継電器試験 51G(HGR)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	2	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	18		
3. 1号館北Cub			
高圧ケーブル絶縁劣化試験	1	回線	DC5,000V絶縁抵抗測定
遮断器(VCB)点検	2	台	
断路器(DS)点検	2	台	
負荷開閉器(LBS)点検	2	台	
変圧器(Tr)点検	3	台	
低圧コンデンサ点検	2	台	
短絡保護継電器試験 51S(OCR)	4	台	特性試験は精密点検時に実施
地絡保護継電器試験 67G(DGR)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	22		

内 訳 明 細 書

名 称	数量	単位	備 考
4. 1号館電気室(1号館4F)			
変圧器(Tr)点検	2	台	
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	6		
5. 機械系実験棟キュービクル			
変圧器(Tr)点検 乾式	2	台	
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	6		
6. 工作センター電気室			
変圧器(Tr)点検 乾式	2	台	
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	6		
7. 3号館電気室 (3号館1F)			
変圧器(Tr)点検	2	台	
低圧コンデンサ点検	1	台	
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	7		
8. 物質系実験棟電気室			
変圧器(Tr)点検	2	台	
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	6		
9. 金属新素材研究センター電気室			
負荷開閉器(LBS)点検	1	台	
変圧器(Tr)点検	2	台	
高圧カットアウト	2	台	
地絡保護継電器試験 51G(HGR)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	2	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	13		

内 訳 明 細 書

名 称	数量	単位	備 考
10. 4号館電気室(4号館2F)			
変圧器(Tr)点検	2	台	
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	6		
11. 5号館電気室(キュービクル)			
高圧ケーブル絶縁劣化試験	3	回線	DC5,000V絶縁抵抗測定
遮断器(VCB)点検	6	台	
断路器(DS)点検	1	台	
負荷開閉器(LBS)点検	2	台	
高圧電磁接触器(VCS)点検	2	台	(不使用中)
変圧器(Tr)点検	2	台	
短絡保護継電器試験 51S(OCR)	12	台	特性試験は精密点検時に実施
地絡保護継電器試験 67G(DGR)	3	台	特性試験は精密点検時に実施
地絡電圧継電器試験 64V	1	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	2	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	39		
12. ポンプ室ー電気設備			
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	3		

内 訳 明 細 書

名 称	数量	単位	備 考
13. 6号館電気室(6号館1F)			
高圧ケーブル絶縁劣化試験	2	回線	DC5,000V絶縁抵抗測定
遮断器(VCB)点検	3	台	
断路器(DS)点検	1	組	
負荷開閉器(LBS)点検	7	組	
変圧器(Tr)点検	5	台	
高圧コンデンサ点検	2	台	
短絡保護継電器試験 51S(OCR)	6	台	特性試験は精密点検時に実施
地絡保護継電器試験 67G(DGR)	2	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	5	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	38		
14. 7号館電気室(7号館2F)			
遮断器(VCB)点検	1	台	
断路器(DS)点検	1	台	
負荷開閉器(LBS)点検	5	台	
変圧器(Tr)点検	4	台	
高圧コンデンサ点検	1	台	
短絡保護継電器試験 51S(OCR)	2	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	4	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	23		
15. 大学会館電気室			
遮断器(VCB)点検	1	台	
断路器(DS)点検	1	台	
負荷開閉器(LBS)点検	3	台	
変圧器(Tr)点検	2	台	
高圧コンデンサ点検	1	台	
短絡保護継電器試験 51S(OCR)	2	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	2	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	17		
16. 書写記念会館			
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	3		
17. 体育館			
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	3		

内 訳 明 細 書

名 称	数量	単位	備 考
18. 東部グランドキュービクル			
気中負荷開閉器(PAS)点検	1	台	
高圧ケーブル絶縁劣化試験	1	回線	DC5,000V絶縁抵抗測定
負荷開閉器(LBS)点検	1	台	
変圧器(Tr)点検	1	台	
高圧コンデンサ点検	1	台	
地絡保護継電器試験 67G(DGR)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	1	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検、定期点検時に実施
小 計	12		
19. インキュベーションセンター電気室			
遮断器(VCB)点検	1	台	
断路器(DS)点検	1	台	
負荷開閉器(LBS)点検	4	台	
変圧器(Tr)点検	4	台	
高圧カットアウト	3	台	
高圧コンデンサ点検	3	台	
高圧リアクトル点検	3	台	
短絡保護継電器試験 51S(OCR)	2	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	4	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	30		
20. A棟電気室			
遮断器(VCB)点検	1	台	
断路器(DS)点検	1	台	
負荷開閉器(LBS)点検	2	台	
変圧器(Tr)点検	3	台	スコット変圧器を含む。
低圧コンデンサ点検	3	台	
DT-MC切替器	1	台	
マルチ継電器試験(受電)(51/67G/27)	4	台	特性試験は精密点検時に実施
地絡過電圧継電器動作試験(OVGR)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
不足電圧継電器試験(27)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	4	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	26		
21. 非常用予備発電設備(設備棟、A棟)			
外観点検	2	台	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
絶縁抵抗試験	1	式	
自動起動停止試験	2	台	
電気関係保護継電器の動作特性試験	1	式	精密点検時に実施
小 計	7		

内 訳 明 細 書

名 称	数量	単位	備 考
22. 太陽光発電設備(A棟、B棟)			
(1)パワーコンディショナー			
外観点検	2	式	6か月に一回実施
保護継電器動作試験	2	式	甲において実施
絶縁抵抗測定	2	式	甲において実施
単独運転機能試験	2	式	
接地抵抗測定	2	式	精密点検時に実施
(2)太陽電池アレイ			
外観点検	2	式	6ヶ月に一回実施
絶縁抵抗測定	2	式	
接地抵抗測定	2	式	精密点検時に実施
小 計	16		
23. B棟電気室			
遮断器(VCB)点検	1	台	
断路器(DS)点検	1	台	
負荷開閉器(LBS)点検	4	台	
変圧器(Tr)点検	4	台	
高圧コンデンサ点検	3	台	
短絡保護継電器試験 51S(OCR)	2	台	特性試験は精密点検時に実施
地絡保護継電器試験 67G(DGR)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
地絡過電圧継電器動作試験 (OVGR)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
不足電圧継電器試験(27)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	4	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	27		

月例(月次)点検基準

1. ケーブル・ケーブルヘッド、遮断器の目視による取り付け状態の正常確認及び放射温度計による計測
2. 遮断器、パワーヒューズの目視による正常確認及び放射温度計による計測
3. 変圧器の温度、油量、音響、外部状況等の正常確認及び放射温度計による計測
4. 母線、碍子等の目視による正常確認及び放射温度計による計測
5. 電力用コンデンサの油漏れ、取り付け状態、その他の正常確認及び放射温度計による計測
6. 変圧器、計器類の正常確認及び放射温度計による計測
7. 各種盤のスイッチ類、表示器、ケーブル端子類の正常確認及び放射温度計による計測
8. 非常用発電設備の目視による正常確認
9. 太陽光発電設備の目視による正常確認(6ヶ月に1回)
10. 幹線設備の目視による正常確認及び放射温度計による計測
11. 照明、スイッチ、コンセント設備の正常確認及び放射温度計による計測
12. 各種接地線の正常確認
13. その他付随する事項の正常確認と非常時の対応
14. 各電力量計表示記録
15. 点検測定結果は、点検報告書として1部提出する。

定期(年次)点検基準

1. 高圧受変電設備の VCB. DS. PAS の作動試験及び点検
2. 高圧受変電設備の DGR. OCR. OVR. LBS. HGR, 27 の外観点検。ただし、機器更新推奨年限を超えているものについては、合わせて動作特性試験を実施する。
3. 高圧幹線ケーブルの高圧絶縁抵抗測定 (5,000V メガーを使用)
シールド～アースの絶縁抵抗測定 (500V メガーを使用)
4. 各館受変電設備の点検・清掃、各端子点検、増締め、サーモラベルの張り替え
5. 受変電室内の配電盤点検 (メーター、ランプ他) 及び各幹線の絶縁抵抗測定 (6.6KV 回路は 5,000V メガー、440V 回路は 500V メガー、200V 回路は 250V メガー、100V 回路は 125V メガーを使用すること。)
6. 各館受変電設備の接地抵抗測定 (基準逸脱箇所のみ)
7. 非常用発電設備の外観点検、自動起動停止試験、接地抵抗測定 (基準逸脱箇所のみ)
8. LGR の動作試験
9. 太陽光発電設備の接地抵抗測定 (基準逸脱箇所のみ)、絶縁抵抗測定 (パワーコンディショナーを除く。) 及び単独運転機能試験
10. 点検測定結果は、点検報告書として 1 部提出する。
11. 点検中に発見した軽微な不良箇所 (要修繕箇所) 等については、自主的に修繕を実施し、報告すること。
12. 点検日程は、協議のうえ決定することとし、東部グラウンドを除いて全館停電は 1 日とする。

精密（細密）点検基準

1. 高圧受変電設備の VCB, DS, PAS の作動試験及び点検
2. 高圧受変電設備の DGR, OCR, OVR, LBS, HGR, 27 の動作特性試験及び点検
3. 各館受変電室内清掃、各端子点検、増締め、サーモラベル貼り替え
4. 高圧受変電室内の盤点検及び各幹線の絶縁抵抗測定 [測定には、高圧幹線は 5,000V メガー、440V 回路は 500V メガー、200V 回路は 250V、100V 回路は 125V メガー、を使用すること。] また、トランス各メーターその他の点検
5. 各館受変電設備の接地抵抗測定
6. 油量計付き受変電トランスの絶縁油補充（絶縁油は甲の支給とする）が必要な場合は、報告した上で給油すること。
7. 非常用発電設備の外観点検、自動起動停止試験、接地抵抗測定、絶縁抵抗試験、電気関係保護継電器の動作特性試験
8. 低圧回路の 27 動作特性試験及び点検
9. LGR 動作試験
10. 太陽光発電設備の接地抵抗測定、絶縁抵抗測定（パワーコンディショナーを除く。）及び単独運転機能試験
11. 点検測定結果は、点検報告書として 1 部提出する。
12. 点検中に発見した軽微な不良箇所（要修繕箇所）等については、自主的に修繕を実施し、報告すること。
13. 点検日程は、協議のうえ決定することとし、東部グラウンドを除いて全館停電は 1 日とする。